

オンライン授業のための 著作権処理ハンドブック

Handbook of Copyright Clearance for Online Courses

ケーススタディ

Case Studies



到達目標： 著作権処理に関する基礎的な知識を理解し、 実務上の問題点を発見することができる。

本ワークシートの進め方：

次のページのストーリーを読み、あなたの判断で対応する著作権処理の数・順番を決め、実際に作業をおこなってください。全て着手する必要はありません。（St1及びSt2は必須）

本ワークシートの流れ：

Start	四国連携大学のストーリー（登場人物等）	... 2
St1	著作物の保護期間・改変利用 / 案件1（必須）	... 3
St2	グラフの著作物性 / 案件2（必須）	... 9
St3	キャプチャの利用 / 案件3	...13
St4	スライドと写真の利用 / 案件4	...15
St5	職務著作の利用 / 案件5: 利用許諾申請書の作成	...17

免責事項：

本資料の回答例は実務担当者としての意見であり、法的な検証を経た模範回答ではありません。著作権処理は複雑であり、個々のケースにより、判断が必要になります。

四国連携大学でのストーリー



穴田貴男(あなた):先月から四国連携大学法務部〇〇分室で、著作権処理担当をしています。



山田ゆうこ:同大学のeラーニング推進部でeラーニングコンテンツ開発を担当しています。



エミカさん:同大学法務部のベテラン補佐員です。

あなたの元には、毎日山田さんから、次々と著作物に関する相談と利用許諾申請が舞い込んできます。あなたはエミカに助けられ、四苦八苦しながらも毎日業務に当たっています。

ところどころにヒントやサンプル(エミカのつぶやき)が隠れていますので、参考にしてください。

早く一人で判断、許諾申請ができるようにならなければ!

そうそう、

本日午後から、山口大学の木村先生が見学に来られています。最後に各会場で情報共有し、木村先生にご意見を伺います。

あなたは、山田さんからの依頼にどのように回答し、著作権処理を行いますか?

質問

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改変したいそうですが、何か問題はありますか？



課題 以下の選択肢の中から、今回の質問への回答として適切と思われるものをすべて選んでください。

- a. 葛飾北斎は死後50年以上経っているので、葛飾北斎の描いた日本画の著作権は消滅しています。したがって今回の利用にはまったく問題はありません。
- b. 葛飾北斎の日本画を写真に撮影した場合、カメラマンに著作権が発生する場合があります。したがって、カメラマンに無断で利用するのは問題があります。
- c. 著作物を改変する場合には、著作者人格権に配慮する必要があります。著作者の名誉を損なうような改変をするのは問題があります。

ポイント

- ① 対象となる著作物は？
- ② 著作物の保護期間は？ 著作者の死後()まで
- ③ 著作者の権利は？ 著作権及び著作者()権

質問

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改変したいそうですが、何か問題はありますか？



回答例

e-Learning 推進部 山田様
いつも大変お世話になっております。法務部愛媛分室の穴田です。
今回の件について、以下の通りご回答いたします。

判断とその理由：

北斎の没後50年以上経っており、日本画の著作権は消滅していると考えられます。しかし、カメラマンの著作権はグレーな部分があり、光の当て方等によっては創作性が認められる場合もあります。写真集の写真を使用する場合は、出版社を通じてカメラマンに許諾を取っておくことをお勧めします。また、著作権は消滅していても、著作者人格権が存在するため、作者の名誉を傷つけるような改変はすべきではないと考えます。

提案：

【提案1】パロディ風に改変することは諦め、写真集からではなく、ネット上でCCL(クリエイティブコモンズライセンス)が表示されている葛飾北斎の画像を使用しては如何でしょうか。

【提案2】パロディ風が重要事項である場合は、背景に葛飾北斎を使用することを諦め、全て自作しては如何でしょうか。

以上です。ご検討ください。
どうぞよろしくお願い致します。



質問

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改変したいそうですが、何か問題がありますか？



回答例

解説

a. 著作物の保護期間は著作者の**死後50年**までとなっている。著作権の切れた著作物は自由に利用することができる。但し、今回は日本画を写真に写し取って利用するものであること及び改変することに考慮する必要がある。そのため、問題がないとまではいえない。

不正解

b. 絵画を写真に撮った場合、光の具合等により、創作性が認められる場合がある。日本画の著作権が切れていたとしても、それを写し取った写真の著作権が存続する場合はカメラマンの許諾が必要となる。

正解

c. 著作者には、その意に反する改変を受けないものとする著作者人格権（同一性保持権）が認められている。

正解

ポイント

- ① 対象となる著作物は？
- ② 著作物の保護期間は？ 著作者の死後（ ）まで
- ③ 著作者の権利は？ 著作権及び著作者（ ）権

※CCL(クリエイティブコモンズライセンス)とは

<https://creativecommons.jp/licenses/>

CCLとは、自由利用の意思を示すライセンスのことです。アメリカの非営利団体が運用していて、世界各国で使用されており、利用の条件が6段階に分けられています。このライセンス表示があるデータを探すと著作権処理が楽ですよ！



Creative Commons License (米)

①表示(クレジット)	
②表示-非営利	
③表示-継承	
④表示-非営利-継承	
⑤表示-改変禁止	
⑥表示-非営利-改変禁止	



パブリックドメインを表すマークとしては、上記のようなものがあります。

サーチクリエイティブコモンズ:CCLが付与されたデータを検索できます。

<http://search.creativecommons.org/>

先日利用許諾申請を送付した東京大学から利用許可の返信メールが送られて来ました。申請Mailと許可メールをセットでファイリングしておきますね。



関東連携大学海洋センター御中
四国連携大学法務部の穴田と申します。

現在四国連携大学では、学生向けにeラーニングコンテンツを制作しており、学習支援システム(moodle)で配信する予定です。そのコンテンツで使用するスライドに下記の画像を利用させていただけないでしょうか。

【ファイル名】Protein.JPG (<http://tokyorenkei-u.ac.jp>)

【使用範囲】

科目名:タンパク質と生命

担当教員:林太郎

利用方法:学習支援システムmoodle上で公開

公開範囲:moodle上にIDとパスワードでログインする学生及び教職員

主従関係:スライド全100枚中の1枚(全15回)

配布方法:無償 有償

公開大学:〇〇大学・△△大学・◆◆大学

利用期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日

(毎年同じ科目名で担当しますので、継続して使用させていただけると幸いです。)

申請担当者:四国連携大学法務部 穴田貴男

anata.anata.jh@renkei-u.ac.jp 089-9270-XXXX

ご検討をよろしくお願い致します。

四国連携大学 法務部
穴田様

お問い合わせの件、担当教員の確認が取れました。
写真の引用、承知いたしました。

よろしくお願いいたします。

関東連携大学 海洋センター事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷15-3-1
関東連携大学 理学部1号館 1F
Tel&Fax : (03)5841-XXXX 内線 : XXXX
E-mail : office@u-tokyorenkei.ac.jp

第三者著作物利用状況確認シート

e-Learning作成予定科目名：
科目担当教員：

上記科目のe-Learningコンテンツ内で利用する第三者著作物について、以下の確認をお願い致します。

1. 第三者著作物を利用していますか？
a利用していない。もしくは全てパブリックドメインなどの著作権フリー素材である。
b利用している。利用する予定である。
c利用にあたるかどうか判断できない。

2. 自撮りの写真が含まれている場合、その写真に著作権に関わるものが写っていませんか(写りこみ)？
a写りこんでいない。
b写りこんでいる。
c写りこんでいるかどうか判断できない。

1. 2. 共にaに☑が入る場合は、問題はありませんので、これで終了です。

3. 第三者著作物(特に文献や新聞記事等)を引用する場合、出典を明記していますか？
(外国の文献も国内の文献と同様に、出典を明記する必要があります。)
a明記している。
b明記していない。
c明記しているかどうか判断できない。

4. 第三者著作物(図表、写真、画像等、他の資料)を複製したものが含まれていませんか？
a含まれていない。
b含まれている。
c含まれているかどうか判断できない。

5. 市販のDVDやCDに記録されている映像ソフトや音楽等の商業用コンテンツや、YouTubeやニコニコ動画等、インターネット上に公開されている動画を利用していますか？
a利用していない。
b利用している。
c利用にあたるかどうか判断できない。

6. 利用している第三者著作物がクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCLicense)などの自由利用許可が明示されているものの場合、提示された規定に従った利用になっていますか？
a規定に従って利用している。
b規定に従った利用になっていない。
c規定に従った利用になっているかどうか判断できない。

7. 第三者著作物を利用する場合、著作権者に事前に利用許諾を得ていますか？
a得ている。
b得ていない。
c利用許諾を得る方法が分からない。

コンテンツ制作を開始する際に、このような確認シートで科目担当教員にチェックしてもらってもいいですね。



質問

今回は、大手化学メーカーの四ツ星社が商品の開発中に得た実験データが、学会論文で発表されており、そのデータ(グラフ)をeラーニングの化学科目で使用したいのですが、何か問題はありますか？



課題 以下の選択肢の中から、今回の質問への回答として適切と思われるものをすべて選んでください。

- a. 実験データそのものに著作物性は認められないので、そのグラフを利用するのはまったく問題ありません。
- b. 今回のデータは、四ツ星社が多額の費用、時間及び人員を費やして行った実験の末に得られたものであり、経済的価値が極めて高いと認められます。無益な争いを避けるため、利用に当たっては四ツ星社に確認した方が良いと思われます。
- c. 職務著作に該当する場合、学会論文の著者(従業員)ではなく四ツ星社との間で著作権処理を行う必要があります。

ポイント

- ① データそのものに著作物性は認められるか？
- ② 経済的価値を有するデータの利用で注意することは？
- ③ 職務著作の成立要件は？

質問

今回は、大手化学メーカーの四ツ星社が商品の開発中に得た実験データが、学会論文で発表されており、そのデータ(グラフ)をeラーニングの化学科目で使用したいのですが、何か問題はあるでしょうか？



回答例

e-Learning 推進部 山田様

いつも大変お世話になっております。法務部愛媛分室の穴田です。
今回の件について、以下の通りご回答いたします。

判断とその理由：

場合によって許諾申請は必要となります。基本的に単なる事実や結果を表すデータそのものに著作物性はありませんが、企業が数千万・数億円の費用を掛けてそのデータを取得している場合や、経済的価値を有するデータもあるため、敬意を払って確認をした方が良いと考えます。無断で利用した場合、クレームを受けるもしくは訴訟に発展する可能性も考えられます。訴訟となるとお互いに感情的になる場合もあり、著作物性に関わらず、利用許諾申請をしておいた方が安心であると言えます。また、今回使用される予定のグラフが、何らかの思考や感情を含むような工夫された図であるならば、著作物として利用許諾申請をする必要があります。職務著作の場合は、会社に確認を取る必要があります。

処理方法：

念の為に利用許諾を取得しておくのであれば、化学メーカー四ツ星社に申請します。学会の規約も確認しますので、学会名を教えてください。

以上です。ご検討ください。
どうぞよろしくお願い致します。



質問

今回は、大手化学メーカーの四ツ星社が商品の開発中に得た実験データが、学会論文で発表されており、そのデータ(グラフ)をeラーニングの化学科目で使用したいのですが、何か問題はあるでしょうか？



解説

a. 実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべき、との判例がある。但し、著作権法上の保護が認められない情報財であっても、一定要件下で保護すべきとの判例もある。したがって、まったく問題がないとまではいえない。

不正解

b. 問題文のとおりである。著作権法による保護がなくとも、民法上の不法行為に当たる場合は損害賠償義務を負うことがある。

正解

c. 職務著作の著作者は従業者ではなく使用者（企業側）となる。

正解

ポイント

- ① データそのものに著作物性は認められるか？
- ② 経済的価値を有するデータの利用で注意することは？
- ③ 職務著作の成立要件は？

グラフやデータに関しては、下記の判例を参考にすると良いですよ。

平成17年(ネ)第10038号

著作権侵害差止等請求控訴事件

(原審・さいたま地方裁判所平成16年(ワ)第1090号)

口頭弁論終結日 平成17年4月25日

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/575/009575_hanrei.pdf

今、ネットを使えない人のために、下記に一部抜粋しています。



事実及び理由

(省略) 控訴人の指摘するように、実験結果等のデータをグラフとして表現する場合、折れ線グラフとするか曲線グラフとするか棒グラフとするか、グラフの単位をどのようにとるか、データの一部を省略するか否かなど、同一のデータに基づくグラフであっても一様でない表現が可能であることは確かである。

しかしながら、実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。なぜなら、上記のようなグラフまでを著作物として保護することになれば、事実又はアイデアについては万人の共通財産として著作権法上の自由な利用が許されるべきであるとの趣旨に反する結果となるからである。しかるところ、本件図表は、その個々の正確な意味内容は本件全証拠によっても必ずしも明らかではないものの、その体裁に照らせば、いずれも、C研究室が高硫黄・高金属常圧残油の水素化分解触媒の開発について行った実験の結果等のデータを、一般的な通常的手法に従って、データに忠実に、線グラフや棒グラフとして表現したものであると認められる。したがって、本件図表は、著作物に当たらないものといわざるを得ず、控訴人の上記主張は理由がない。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/575/009575_hanrei.pdf

質問

科研費や博士論文のコンプライアンス系のeラーニングコンテンツを制作する予定です。法律ネット相談等に載っている著作権法とQ&Aをそのままキャプチャで利用することは可能ですか？
例えば、下記のようなサイトです。

<https://www.bengo4.com/houmu/17/1263/>



あなたの判断とその理由：

あなたの処理方法：

質問

科研費や博士論文のコンプライアンス系のeラーニングコンテンツを制作する予定です。法律ネット相談等に載っている著作権法とQ&Aをそのままキャプチャで利用することは可能ですか？
例えば、下記のようなサイトです。

<https://www.bengo4.com/houmu/17/1263/>



回答例

e-Learning 推進部 山田様

いつも大変お世話になっております。法務部愛媛分室の穴田です。
今回の件について、以下の通りご回答いたします。

判断とその理由：

許諾申請が必要な事案だと考えます。(条例や著作権法は著作物ではないので、本文を掲載する際も許諾申請は不要です。)ただ丸々画面ごとキャプチャで使うのでは、主従関係が明確ではなくなりますし、相手の心証も良くないかも知れません。またweb画面全体で編集著作物となる場合もあります。ご連絡いただいたURLの一つ目の「質問サイトの質問と回答をまるまるコピーして貼り付ける行為について」も近い状況ですね。

処理方法：

非営利目的の教材だと許諾申請をすれば、画面のキャプチャでも許可が貰える可能性もありますが、以下の方法では如何でしょうか。

【提案1】教材にURLを載せて、学生にはリンク先を読むように指示を書く。

【提案2】本当に使いたい事例をテキストで利用させてもらうよう、許諾申請を出す。

以上です。ご検討ください。
どうぞよろしくお願い致します。



質問

先日知財セミナーに参加した際、講師の木村先生からご厚意で資料のスライド(yamaguchi0123.pdf)をいただきました。とても良い内容なので、そのスライドをe-Learning コンテンツの一部に利用したいと考えています。できれば、そのスライドに山口大学のweb上にある木村先生の顔写真(kimura.jpg)を掲載したいです。上記のスライドと写真の2件で何か問題はあるでしょうか。



あなたの判断とその理由：

あなたの処理方法：

質問

先日知財セミナーに参加した際、講師の木村先生からご厚意で資料のスライド(yamaguchi0123.pdf)をいただきました。とても良い内容なので、そのスライドをe-Learning コンテンツの一部に利用したいと考えています。できれば、そのスライドに山口大学のweb上にある木村先生の顔写真(kimura.jpg)を掲載したいです。上記のスライドと写真の2件で何か問題はあるでしょうか。



回答例

e-Learning 推進部 山田様

いつも大変お世話になっております。法務部愛媛分室の穴田です。今回の件について、以下の通りご回答いたします。

判断とその理由:

具体的な内容が分からない状態での回答となりますが、参考資料としていただいた紙資料をコンテンツに利用したいということなら、改めて木村先生に許諾申請をする必要がありますね。お写真についても、同様に許諾申請が必要です。肖像権も確認しておいた方が良さそうです。

処理方法:

連絡先をご存じなら、一度山田さんご自身で、木村先生に許諾申請の確認をしていただけるでしょうか。

以上です。ご検討ください。
どうぞよろしくお願い致します。



質問

資料(yamaguchi0123.pdf)とお写真(kimura.jpg)について、木村先生にお伺いしたところ、職務著作物となっているようで、山口大学研究推進機構知的財産センターに著作権と著作者人格権があるそうです。山口大学に提出する利用許諾申請を作成をお願いいたします。利用させていただく、スライドと写真を添付させていただきますので、ご査収願います。

我々の情報は以下の通りです。

科目名:知的財産入門

担当教員:村田史郎教授

対象:四国連携大学の学生向け

利用方法:e-Learning コンテンツ

開講期間:平成〇〇年4月1日~8月30日

写真の肖像権は木村先生にご確認し許可をいただきました。プロのカメラマンが撮影したそうですが、大学で使用するために撮影した写真なので、職務著作となるそうです。

他にも必要な情報がありましたら、ご教示ください。よろしくお願い致します。

17

利用許諾申請書

了解です。
直ぐ作成します。



オンライン授業のための 著作権処理ハンドブック



2018年7月23日 初版発行

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国

著作：吉田 明恵（愛媛大学）

藤本 憲市（香川大学）

村井 礼（前 香川大学、現 山口大学）

監修：木村 友久（山口大学）

表紙：豊嶋 尚子（香川大学）

